

## 日本自動車史の資料的研究 第10報

### 岐阜・高山間86マイル，近代日本最長の 定期路線バス経営の記録，大正元年（1912）～

大 須 賀 和 美

#### 1 前 書 き

主題の「濃飛自動車株式会社」については、各自動車史が明治末年から大正時代にかけて交通機関の近代化に伴い、実用化されていった乗合自動車の先駆的事業として、大正2年岐阜・高山間に開業したことを伝えている。

しかし、当時成功した事例の少ない中で、大正初年から昭和年代にかけての長年月にわたり、悪条件のもとで営業を続けていったと思われる当社の経営の実体については、どの先史にも記述されておらず、いまだになぞとされていた。その悪条件とは次の点が考えられる。

- ① 岐阜・高山間86マイル，1日片往復，約11時間を要した長距離運行。
- ② 豪雪地帯を通り，小坂・高山間では冬期2か月は車両の通行不能。
- ③ 県道とはいえ，大半が狭い山道の峠越えで，有名な中山七里の溪谷も含まれる。
- ④ 自動車の運転・保守整備など総て未経験であった。

近年自動車史の総合的見直しと研究をされた、「自動車工業会」の昭和42年2月発行「日本自動車工業史稿(2)」においても、乗合自動車の項で、調査時に高山で入手されたという「会社設立目論見書」及び、大正2年3月末日までの僅か40日間の「第一回営業報告書」の2点と1枚の自動車の写真が紹介されているのみで、以後については、

く・・・、同社のその後の状況は資料の不備等で営業路線，配車状況，運行状況，営業収支，経営陣など把握できないが，……………

と述べられている。

本学の地元岐阜県のこととて、先輩達のこの冒険的事業の概要を、自動車史として正しく記録しておきたいと長年考えていたが、当時から既に70有余年を経過しており、今更まとまった資料を見付けることは不可能と半分あきらめていた。

しかし最近、高山の旧家から当時の地方新聞が多数発見されたことにより、偶然にもその糸口をつかむことができるようになった。この旧家の当主「長屋量平氏」がこれら新聞を資料として昭和53年10月「明治・大正俗聞史」を限定発行されており、その中には自動車に関する記事も多く紹介されている。更にこの新聞は、東京大学法学部に提供されてマイクロフィルム化され、そのフィルムが岐阜県立図書館に寄贈されていた。

筆者はこのマイクロフィルムから、主題の「濃飛自動車株」の正確な資料を得たく、ここに自動車関係記事を集録したものである。資料となった新聞名を列記すれば、次のとおりである。

- 高山新報（旬刊） 明治43年1月～大正3年3月
- 飛 驒（旬刊） 大正3年4月～大正4年12月
- 高山タイムス（旬刊） 大正3年8月～大正6年7月
- 飛驒日報（日刊） 大正5年1月～大正6年12月（内5年7～12月，6年8・9月全欠）

「飛驒日報」は大正14年12月末までであったが、大正7～11年の5年間も欠号で（9年の一部のみあり。）資料としてつながらないので、今回の調査発表は大正6年末までとなった。なお、「岐阜日日新聞」のマイクロフィルムも、同新聞社調査部の好意で参考に調査させていただいたが、同じ期間の半分以上も欠号となっていたのは残念であった。

また、「岐阜県統計書」によると、県下の自動車保有台数は、次のとおりである。

自動車保有台数表

	乗用車	貨物車
明治44	0	
大正元	5	
2	6	
3	7	
4	5	
5	15	
6	24	
7	63	1
8	80	7
9	86	11
10	91	18
11	112	27
12	140	30
13	179	47
14	187	72
昭和元	220	100
2	301	162
3	384	222
4	519	344
5	607	445
6	669	540
7	697	600
8	783	653
9	838	803
10	889	946
11	1,100	1,128
12	945	1,215

(注)以上の数字には、自動車は含まない。

## 2 資料記事集（大正6年12月まで）

明治45年6月11日（岐日）

### ●自動車墜落，下之保村の椿事

〈大阪市西区新町通四丁目化粧品製造業農学士永山盛良（三九）同市南久宝寺町小山商会化粧品商野々瀬兼助（三四）愛知県中島郡一宮町化粧品商光田六治郎（四五）は大阪市西区立売堀末広商会技師藤井辰二（二四）の運転にて一同自動車に乗り本日七日大野郡高山町へ化粧品販売広告のため趣きたる帰途武儀郡下之保村地内通過中同日午前十時四十五分頃同村字津保川架橋戸丁橋を距る六間程前にて荷馬車二台に行き会ひ路傍へ避けんとする一刹那其の重量二百五十貫の爲めに県道飛驒街道より約二丈許りの津保川へ墜落し車体は滅茶々となり乗合の前記四名中運転士藤井辰二は前頭部に長さ一寸五分、深さ二分位ひの負傷を爲し人事不省となりたるが五分間にて蘇生し其他野々部兼助は足部に擦傷を負ひ他の二名は幸ひに別条なく附近の村民三十余名を頼み漸く引き揚げ荷馬車に積載帰阪せしが一時は非常の騒ぎなりしと〉

明治45年6月25日（新報）

### ●気焰欄（注，投書）

〈過日冒険的に来りし自動車は飛驒街道殿村に於て馬車とスリ違ひの際転覆して不成功に了れり道路の屈曲及数ヶ所の坂路は更に進行に障害なきも道幅の狭き爲め馬車と相並ぶる得ざるは第一の故障なりと

鐵路の便を有せず敷設前途遼遠にして一条の道路を生命とせる吾飛驒国は宜しく道路の幅員を広めん事を県に申請実行して交通の不便を補ふべし（文明翁）

（注）この事故の自動車が、奥飛驒地方を走った初めての自動車として確認されている。

大正元年9月5日（新報）

### ●自動車運輸の計劃

〈代議士佐々木文一氏外数氏は岐阜高山間中津高山間の二線に於て旅客の便を計る目的を以て自動車運輸を開始せん事を計劃し密かに岐阜県知事に意見を求めしに飛驒の交通不便に同情せる同知事は目下の交通上利便を与ふる者は自動車を除き他に需むべからざれば危険を除去するを得て経営の上は充分の助力を与ふべく漏されし由なるを以て数回往復試乗の上決定する由にて第一試策として飛驒出身の杉本某及田口某の外技師同乗四五日中に来高する予定なる由〉

大正元年9月15日（新報）

### ●自動車の試乗、咬菜生

〈本春大阪のエンプレス<sup>おしろい</sup>白粉が広告の爲めに岐阜より自動車を駈りて来高した何様始めての事であるから其速力の迅速な事は田舎物をして吃驚せしめたが不幸にも帰途殿村に於て摺れ違ふ荷馬車と衝突して崖下に転がり落ち車台はメチャメチャ運転手は重傷をサへ負ふて節角前日迄嘆賞せられし文明の利器も此の失敗の爲めに冒険よ何よと笑柄と爲って飛驒街道に革新を与ふべきの大切な機会を打壊わされた

併し此れは些かに自動車を広告に利用しようと試みた一隊だけの被害に止まり交通発展上には大なる影響を蒙らしめなかつたのは何よりの僥倖であつた

飛驒の交通は今更ら愚痴をコボす迄でも無が日本領土中の最不便な地である地図を繙けば直に飛驒の交通は文明と相隔離して居る事を證據立てて居る鉄道敷設速成請願など古い問題で政府も議會も認めては居るが何にせよ国費多端の折柄数千万を敷設費に投ぜねばならぬと謂ふ算盤玉が飛驒鉄道の運命を躊躇がして居る

世の進むに従て交通機関の改善が時々刻々に迫る併し鉄道問題は上記の如く前途遼遠である止むを得ず鉄道に代用すべき途を構ずるの必要が起つて来る自転車は既に採用せられて居るが個人を輸るのみにて止まる上に又乗用者に技術を要し普通一般に利便を与へる事が出来ぬ統て鉄道の代用機関としては自動車を措きて他に候補がない

自動車の運転開始は一般の希望ではあるが完全に飛驒街道に応用し得るや否やが問題であつた場合に当り技術者の罪にしる前日殿村に於ける広告自動車の転覆が大いに恠懼の念を起さしめて飛驒街道に於ける自動車運転の希望を空しくせしめた

此の時に当り突如として県下選出の代議士佐々木文一氏等の企劃に係る自動車の第一回試乗の一行が去六日来高した乗員中には運転の様様と道路の視察を兼ねたる吉成県事務官も加わつて居た。岐阜を發し中山七里の難道も苦も無く大成功を以て着高した

同車は運転台を除きて五人を乗せしむべき紳士用の車台で華美を極めざるも頗る堅牢を目的と

した構造である着後二日間は市中で試乗し成るべく操縦に困難なる街衢を試験せしに頗る好結果を奏し公衆をして進退左右の妙技を恐嘆せしめ自動車に対する恠惧の感念の幾分を除却せしめた古川へ試乗の日同乗を勧誘せられたから此れに応じて本社前より投乗して安川通を西へ三之町を下り江名子川沿岸を東へ二之新大新両町を過ぎ郡道に出で松本橋より県道を執り国府村広瀬町に小憩古川町に着せり高山町を発せしより費したるは四十二分なりし尚進んで細江村より河合村に到り引返して古川町に休憩し高山へ帰着した同日は朝来の降雨にて道路泥濘であったが些細なる故障も無かった車上に於ける感想は畜道路狹隘が気に懸って其の進行に際して電柱其他に衝突はせぬか摺れ違ふ馬車馬は驚奔せぬかなどと二三の恠惧は起たが此れは素人の憂で少しづつ馴れるに従て意に介せぬ様になつた乗心地の愉快なる事は仮令ゴム輪でも到底人力車の類でない運転道路の改善だの経営の如何だのは別の問題として研究を重ねる事とし一日も早く飛驒街道に自動車の運転を開始して交通上の利便を与へて貰いたいと考へた

自動車運転を經營するに佐々木氏等の目論書を見れば三万円を以て足れりとし加之岐阜県に於ても飛驒の交通不便に同情して数回の試乗の成績が愈優等であれば此れに対しては可及的援助を与へるとの方針で吉成事務官の同乗を以てするのも略其の内意を暗示して居る資本金の巨額ならぬ点と当局の意見が甚此の企業に幸福を与へて居るから此の事業の前途は容易な者であると思考する。尚切望するのは道路の改修である飛驒の動脈たる一条の幹線すら実に名状すべからざる悪道で飛驒街道は県道でなく險道であると謂ふてもよい県当局者の同情と選出県會議員諸氏の奮励に俟ち此の自動車開始を機会として一大改修を遂行する事が出来ぬ者か車上に於て運転手及試乗者と談つた運転手は飛驒街道ヨリ以上の險路を運転したが從來毫も故障を生じた例がない自動車は車台道路に重きを措くは当然であるが技術者其者サエ得ば馬車でも人車でも同じ事で決して憂ゆるに及ばない中山七里の險路を数ヶ所に手入をすれば以て足る位で個人であろう会社であろう愈經營の暁には道路の設備に相当の改善を加へるから一層乘客をして不安を去らしむるであろうと答へた。同自動車の一行は帰途は竹原街道より中津へ出て試乗者は一度帰京し再び第二回の試乗として不日来高するソーである

大正元年10月15日（新報）

### ●自動車取締規則の制度

〈予て濃飛自動車株式会社より本県庁に出願したる岐阜、中津、高山間の自動車運輸營業認可申請に対しては未だ許否の指令を与へざるが更に同会社は船津、古川を経て富山市に到る線及び岐阜揖斐間、揖斐大垣間、大垣高田養老間、岐阜御嵩間、多治見兼山間、今渡犬山(尾張)、岐阜笠松竹ヶ鼻間の八線路の運轉認可を追願せしが同会社の資本金は現今三万円なれども必要に応じ増資すべき由而して右出願に対する当局者の意向を聞くに既報の如とく未だ自動車取締規則の制定なきに付き過般来各府県に照介し当該規則を蒐集し参考資料と爲し本県の事情に適合せるものを編製し目下知事及び内務部長の手許にて閲覽中なるが各府県を通じて自動車の運転を許可したる道路の幅員に三間以上なれども本県の道路は概して三間以下二間以上の幅員に過ぎず仮りに三

間以上とすれば絶対に自動車を運転すること能はざる道路多きに付き当局者は交通機関の発達上二間若くは二間半の道路面に限り運転を許すに至るべく左すれば彼の中山七里の難所と雖も他の車馬と自動車と行違ふ場合には双方車両の操縦に手心を加へなば危害の醸成するが如きことなからんと因みに自動車取締規則は予算査定会議終了後発布する予定にして自動車営業者に対しては数個の条件を附して許可さるるならんと云ふ

大正元年10月25日（新報）

●濃飛自動車株式会社

〈去八月中試乗の爲め来高せし濃飛自動車株式会社の試乗一行は高山より帰途東濃に出でたるが往復共至極好成绩にて視察の爲め同乗せられし吉成県事務官も飛驒の交通不便に鑑み多少道路の修繕に経費を要するも濃飛交通の爲め欠くべからざる機関なる意見にて同会社発起者より既に認可を申請せしも岐阜県には未だ自動車規則の制定なきを以て認可する所たらざるも同申請後県当局者も自動車規則の必要を感じ既に同規則を脱稿し知事の裁可を得発布する迄に立到れるが近々是又発布せらるべき上は直ちに認可を得べき見込の由にて同発起者佐々木代議士は同用にて去二十三日来岐阜知事其他を訪問し諸般の準備を為し又発起者中関紀次郎田口定一郎杉本米吉氏等は株式会社組織上の用務にて去る二十三日自動車に乗り関係町村の有志を訪問し来高せらるる筈なりと尚会社は最初高山岐阜高山中津間の運転を爲すのみの設計なりしも更に東濃及西濃北飛に数線路を増加し資本金を五十万円とする計画の由此の他郡上郡県議員仲上忠平氏等は高山より郡上八幡町を経て上有知に出づる線路を設定せば郡上郡は同地に割当する株式を引受くるを固辞せずなどの希望ある由〉

大正元年11月5日（新報）

●濃飛自動車株式会社

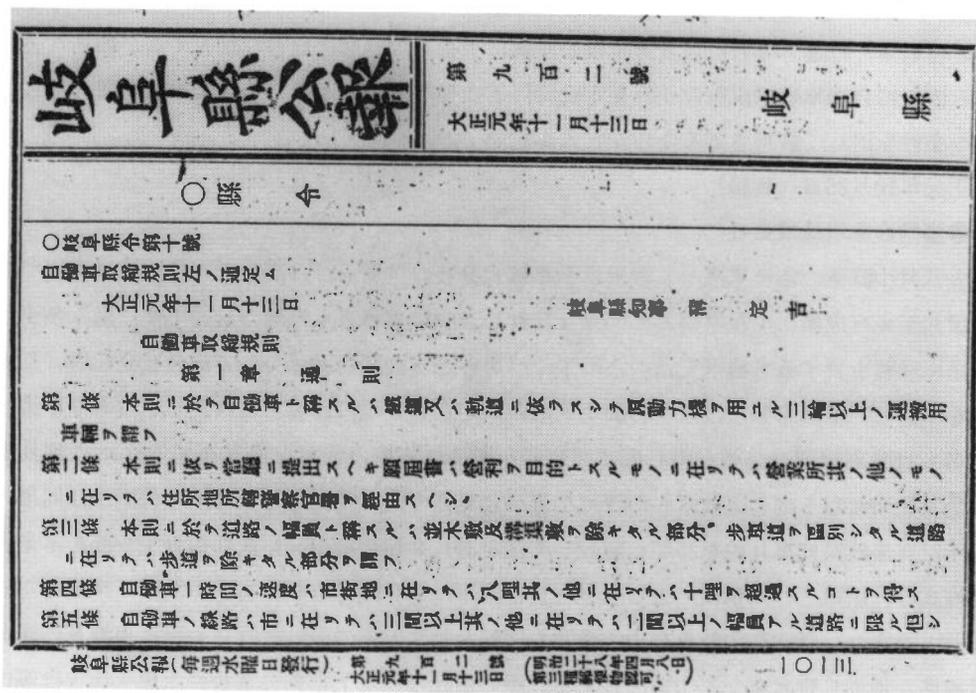
〈創立計画は前号に詳細記載せしが田口家松本の諸氏は美濃菅田町日下部武六下原町加藤市兵衛氏等と来高し高山町有志者と清輝楼に会し過般来高以来の経過及設計変更路線延長に関する報告を爲し愈設立申請に決したる上は発起株の確定を協議せしにマダ高山町其他富豪及有志者中に漏るる所あるを以て高山に於ける賛成者と相合し勧誘する事とし爾来高山古川船津に遊説を試みたるに何れも好結果を奏したるを以て来八日飛驒三郡に於ける発起加盟者の会合を高山に於て開き代表者の選定及其他同設立に対し飛驒国側の意向を協議一定し創立総会の出席員等も併せて選出する筈なりと本日に到る迄発起株加盟の申込は飛驒三郡に於て既に三千株に達したる由〉

大正元年11月15日（新報）

●濃飛自動車株式会社創立総会

〈本紙前号に詳報せし濃飛自動車株式会社は既に発起株予定を超越し諸般準備整ひたる上岐阜県に於ても自動車取締規則を発布せられたるを以て愈創立総会を開き設立認可申請を爲す事に決し始め岐阜市に於て創立総会を開くべき筈にて既に飛驒国株主側より数名の代表者を出席せしむる事に決定し居たりしも都合に依り高山町に於て開会する事に變更し来十八日高山町会議事堂に

(写真-1) 岐阜県公報、「自動車取締規則」大正元年11月13日、全31条中第1ページのみ



於て開会する旨夫々通達し美濃国側よりも十数名の有力者出席の筈なりと申請認可の上は直ちに営業開始を為す筈なりと)

大正元年11月25日 (新報)

●濃飛自動車の創立総会

〈高山町会議事堂に於開会せり出席者は大野郡発起株主大部分を占め益田郡古城郡美濃国京浜地方代表者約五十余名午前十時開会佐々木文一氏会頭席に関紀一郎氏番外席に着き関氏より創立に關し詳細なる経過を報告し尚設計其の他の質問に答へ提出議案に就て左の如く決議を為し清輝楼に於て出席全部午餐を共にし席上設立に就き些細の事項を議し創立委員の選定を為し散会せり株式を五千株(一株五十円)とし資本金を二十五万円とす(原案五十万円)創立委員廿三名とし大野郡五名益田郡三名古城郡三名美濃六名京浜四名岐阜二名発起株一株に付保証金二円五十銭宛来十一月三十日限拂込ノ事

公募を一千株とする事

前記以外は創立委員に全部委任する事

尚本会の創立認可以前と雖ども諸種の準備整頓の上は直ちに営業開始する事に一決し大野郡創立委員として永田吉右エ門上木甚四郎平田篤松土川宗左衛門直井佐兵衛川上倭香日下部九兵衛を選定し委員長として佐々木文一氏を推薦する事に決し同夜上木甚四郎氏は清輝楼に於て遠来の諸氏の慰勞小宴を催されたりと)



田金山下呂萩原小坂を経て高山に到る区間中津を起点として苗木付知竹原萩原小坂を経て高山に到る区間岐阜を起点とし揖斐町に到る区間高山を起点とし古川を経て船津に到る区間の運転を開始する筈なりと

▲保安課長の視察 岐阜県保安課長桃辰之助氏は去三日申請に対し線路の状況視察として自働車に乗り来高昨四日発中津に向はれたり

▲株式払込状況 去月三十日前記の自働車株式及林業株式会社の株式払込は成績非常に良好なりし由)

大正元年12月25日(新報)

### ●濃飛自働車許可

〈曩に佐々木文一氏外五十三名の発起により営業許可の出願中なりし濃飛自働車株式会社(資本金二十五万円五千株)に対し本月廿日日本県知事より許可を与へられたるが今回許可の線路は先づ調査済の分より詮議せられたるものにて命令条項は十二ヶ条より成れるが其要領左の如し

- 一、第一線路は岐阜市を起点とし稲葉郡芥見村武儀郡関町富野村神湊村菅田町金山町益田郡中原村下呂村萩原町小坂町大野郡久々野村を経て高山町に至る
- 一、第二線路は恵那郡中津町を起点として苗木町福岡村付知町加子母村益田郡下呂村小坂町大野郡久々野村を経て高山町に至る
- 一、市に於て幅三間未満の道路其他に於て幅二間未満の道路を行進する場合は徐行(一時間五哩以下を云ふ以下同じ)すべし屈曲多き道路を行進する場合亦同じ
- 一、牛馬に行き遭ふときは速度を緩め通行の際は音響を停止し恐怖せしめざる様注意すべし
- 一、危険の虞れある場所に於て乗合馬車又は荷牛馬車等に行き遭ふときは三十間以上の距離に於て停止し相互避讓の準備整ひたる上合図をなして通過せしめ若くは徐行通過すべし
- 一、行進中の牛馬諸車を追ひ越さんとするときは一町以上の距離より音響器を鳴らしつつ徐行し避讓若くは適當の余地を存するを待ちて通過すべし
- 一、道路の屈曲其他の事由に依り見透し能はざる場合に於ては予め車掌をして行き先きの線路を調査せしめつつ徐行すべし
- 一、営業線路中特に危険の虞ある個所を調査し之が危害予防の方法を定め営業開始前当庁に届出て認可を受くべし
- 一、衝突其他の事由に依り死傷者を生じ若くは行進不能に至る等重要事故発生したるときは応急の手当をなし一面最寄の警察官吏に申告すべし
- 一、「タイヤ」其他応急修理をなすに足るべき予防具を携帯すべし
- 一、自働車使用に依り道路橋梁其他の附属工作物に破損を生じたるときは当庁の指示に従ひ原形に復せしむべし
- 一、本命令の結果に生ずる費用は総て認可を受けたる者に於て之を負担すべし
- 一、知事に於て必要と認むるときは本命令を変更し又は追加命令をなすことあるべし)

大正2年1月1日（新報）

●自働車の営業開始

〈濃飛自働車株式会社より出願せし自働車営業は既に認可となりしも未だ会社成立せざるに依り申請人佐々木文一氏の名義を以て愈十五日より岐阜久々野間を開始する事に決定せし由因本月中第一回の拂込を為し創立委員会を開き成立決定の上営業の引続きを為す由尚郡上八幡と関間高山と船津町間線路を追願せりと〉

大正2年1月1日（新報）

●一口噺

〈甲「今度岐阜高山間に自働車が開通すると今迄で俵で二日かかったのが一日で行けてお負に賃銭は俵と同じだよ

乙「そりや高い一日で着や俵の半格で至当だ

自働車に追越された俵の客怒て車夫に曰く

「あの自働車に追ひつけ

車夫「夫れはとでも追ひつけません

客「じゃ僕も下りて曳てやる〉

大正2年1月15日（新報）

●自働車株の払込

〈濃飛自働車株式会社は既に営業開始認可を得たるは既報の通なるが本日第一回（一株十二円五十銭保証金併算）の払込をなし本月中には会社の成立をなし運転の開始をなさん計画なれとも小坂以北稀なる降雪に妨げられつつあるを以て相当の方法を講じ運転を開始し一般交通の利便に供せん筈なる由〉

大正2年2月5日（新報）

●自働車会社

〈自働車株式会社の株式募集後払込に際し未払込株を生じ同会社の成立を遅延ならしめし為め種々の憶測を逞ふし発起及応募株主中に疑懼の念を抱かしむるに到りたるを以て本社員は親しく同社創立に就ての内容を探知するに発起会の当時五千株二十五万円の目的なりしも一般募集に際し好結果ならざりしと発起株中に未払込者を生じたとに依り創立委員は此れが整理に及々として京浜側の関田口両氏の態来高と為り数回銀行倶楽部に於て協定の上資本総額を十七万五千円に切り下くる事に決し此の資本金に対し不足せる株数は創立委員中の有力者に於て全部引受くる事とし第一回払込金も既に整理せるを以て関田口両氏は直ちに帰社せられ創立総会の準備に着手せられたるが来十日の岐阜市に開催する総会は株主飛驒側多数を占むるを以て結局流会と為るべきを以て来二十三日高山町に於て創立総会を開き諸般の決議を為し併せて本社を高山町に置く事に決すへしと尚岐阜高山間自働車運転開始に付ては既に営業許可となり自働車四台購入済なるを以て去月より個人の名義を以て営業を開始し会社成立後引続きを為す内定なりしも一は創立に関し

て右の事情ありたると一は此の線路全般に涉り稀有の降雪ありたるとに依り在再運転開始遅延せしが近々岐阜小坂間を開始し道路の解雪を俟って順次高山古川に及ぶ筈にて乗車賃金は創立委員会の内定には高山岐阜間一人に付金五円五十銭なりと

大正2年2月14日(岐日)

#### ●濃飛自動車賃金

〈本月中には開業せんとの意気込みなる濃飛自動車会社の第一期線岐阜市飛驒高山間の賃金は一人六円の出願なるも開業祝意を表する為め当分五円五十銭に割引なすべく内定したれば不日手続の上発表する由尚同会社は急を要する小包類に限り自動車輸送をも開始せんとの計画もあり一方郡上線其他線共許可あり次第開業すべければ自然予定の車数にては不足を感じるより時期を見て第二回株式払込みを為さしむべしと因に各線沿道就中飛驒国の如き人力車以外何んら交通機関を有せざる地方の歓迎は一方ならざるものあり

大正2年2月15日(岐日)

#### ●自動車試運転

〈濃飛自動車株式会社にては既報の如く一昨日桃本県保安課長及び鈴木技師の同乗を請ひ養老方面への試運転を為したるが其の運転地方及び発着時間を聞くに当日午前九時岐阜警察署前に集合し同九時四十三分出発し北方を経て揖斐に着し約三十分休憩し、夫より大垣に到り更らに一時間余休憩し同二時出発、高田を経て午後三時養老公園に着し、帰途本巣郡美江寺に出て揖斐川鉄橋を経て岐阜に帰着せしが沿道各警察署員は各受持管内を同乗せし由なるが往復共に故障なかりしも荷馬車及肥料運搬桶等にて多少時間を要せりと

大正2年2月15日(新報)

#### ●高山町長

〈福田吉良兵衛大野郡参事会員上木甚四郎の両氏は産業銀行認可速成及濃飛自動車会社其他の用務を帯び過般来上京中の処去る十三日帰高せられたり

大正2年2月18日(岐日)

#### ●濃飛自動車愈開始

〈兼て試運転中なりし濃飛自動車株式会社岐阜高山線は既記の如く今回許可を受け愈々廿日より岐阜小坂間に限り往復を開始する由にて即ち廿日は岐阜発、廿一日小坂町発廿二日より毎日往復運転を見る順序なるが同所間今回規定の運賃は左の如し

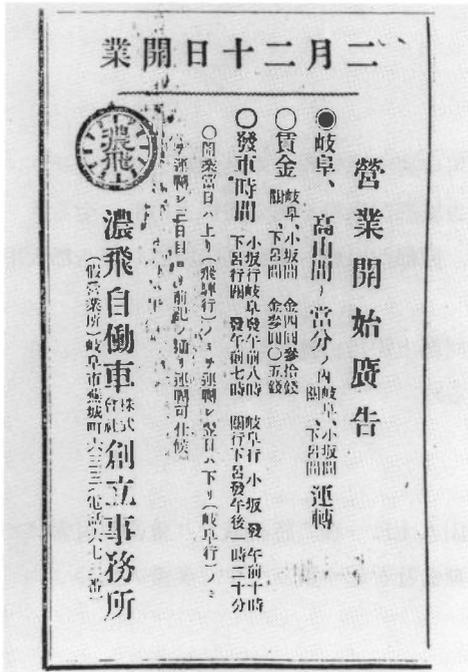
岐阜小坂間 四円三十銭  
関下呂間 三円五銭 >

大正2年2月21日(岐日)

#### ●自動車初運転

〈二十日午前九時半岐阜出発、関、下之保、中之保、神湊を経て午後二時菅田町に到着せり途中難所を疾走して数次心膽を寒からしめたるも一行五両無事進行したり、六時小坂着の予定なり

(写真-4) 営業開始広告、  
大正2年2月19日付岐阜から



(二十日菅田試乗社員発電) )  
大正2年2月25日(岐阜)

●濃飛自動車の顛覆、県会議員等の負傷

〈去る二十二日午前大野郡高山町発濃飛自動車会社第二号は(運転手中野嘉女治、助手色川徳四郎)にて二三の株主連外数名の客を乗せて当市に來らんとする途中同日午後四時五十分頃武儀郡富野村大字神野区字大津保地内に於て運転手は地勢の多少平坦なりし為め一時間二十哩の速力を以て進行中カジを違ひしより忽ち畑の中に入らんとせしかば突然「ブレーキ」をかけしに惰力の為顛覆し運転手は素より乗客全部は自動車諸共に投出れ折柄同乗し居りし県会議員直井佐兵衛氏は前額部に二銭銅貨大の創傷を負ひ上木元高山町長其他数名は何れも微傷を負ひし為め早速最寄の医師を招き応急治療をなしたるが自動車も又少なからず破損を生ぜし為め之れが修理を加へ同午後十一時二十

分頃に至り漸くにして発車するを得たるが当日は雨天なりし為め乗客の衣類は何れも泥土に塗れて惨状を極めたりと)

大正2年2月25日(新報)

●自動車総会

〈去二十三日岐阜市玉井屋旅館に於て濃飛自動車株式会社第一回株主総会を開き定款中重役の株数を監査役同様五十株とし任期を二年に報酬一千二百円とし創立費四千八百円を承認し役員選挙を行ひしに取締役には

直井佐兵衛 上木甚四郎 永田吉右エ門 川上倭香 日下部武六 加藤市兵衛  
佐々木文一 関紀二郎 杉本米吉 住幸謹

監査役には

岡村利右エ門 日下部九兵衛 土川宗左エ門 馬場浅次郎 田口定一郎

の諸氏当選し重役互選の結果は取締役社長に佐々木文一専務取締役に関紀二郎の両氏に決し散会せり因みに同社営業は去二十日開始岐阜小坂間を相互より二台の自動車を運転せしめつつあるに何れも乗客満員にて尚必要に応じ車台を増加すると共に近々久々野迄延長する由)

大正2年2月25日(新報)

●気焔欄(注、投書)

〈八分以上も飛驒国で株を有して居る自動車会社の総会を高山町で開きもせず態々美濃迄出張

して総会などは如何に発起者が自働車にロハ乗りをしたいと云っても余り気概がなき過るではありませんか株主一般の意向では名称も濃飛と云ふを廃止して飛驒自働車会社と改称がしてほしいものです（一株主）

大正2年2月27日（岐日）

●自働車拡張認可

〈濃飛自働車株式会社にては左記拡張を為すべく認可申請中の処昨日本県知事より認可せり

第一 大野郡高山町を基点とし同郡灘村、上枝村、吉城郡国府村を経て同郡古川町に至る

第二 岐阜市を基点とし本巢郡北方町、揖斐郡揖斐、同郡池田村、不破郡赤坂町、安八郡大垣町、養老郡高田町を経て養老村に至る

第三 武儀郡美濃町を基点とし郡上郡八幡町を経て同郡上保村白鳥に至る

第四 郡上郡八幡を基点とし同郡奥明方村畑佐に至る〉

大正2年3月15日（新報）

●気焰欄（注、投書）

〈自働車会社を起して他国人のみの便利に供する高山人士は一種の慈善家なり重役の肩書はイクラでもあげますからドンドン投資なさい美濃町に瓦斯会社を起す積りです（美濃人士）

大正2年4月5日（新報）

●自働車運転開始

〈濃飛自働車会社は既に営業を開始し小坂岐阜間は日々双方より二台の自働車を以て旅客を運輸しつつあり日々来客満員にして数日前に申込まざれば乗り難き盛況にして会社も尚車台の増加に付て協議中なるが小坂以北の道路も順次固まりたるを以て明六日より久々野まで延長し運転を開始し尚宮古川間（高山を中心とす）は来十日より運転を開始する由高山の発着所は二之町二丁目に仮車庫を設け之れに充つる由にて当分は宮久々野を除くも来月上旬には高山岐阜間の全通を為す筈なりと〉

大正2年4月20日（新報）

●気焰欄（注、投書）

〈高山の児童は自働車が通過すると態々町の真中へ飛出し行先をさへぎる様な悪戯をして危険で仕方がない親達の注意も勘要だが其筋の人々も嚴重に取締ってほしひものだ怪俄をしてからくずくず言っても取り返しがつきませんよ（一乗客）

大正2年4月27日（新報）

●自働車転覆

〈本月廿一日朝六名の客を乗せ岐阜市を發したる濃飛自働車会社益田間運転自働車は全日午後二時半頃益田郡中原村中山七里の内字保井戸小字足切に差掛るや運転手渡辺重太郎の過失より二間斗り下なる堤腹へ自働車転落し左の乗客六名は悉く重軽傷を負ひたるが中にも光田太次郎は最も重傷にて直ちに下呂村に引返し手当を施したるも遂に其効なく死亡せしが氏は旺年商用広告



を兼ね始めて自働車にて当国へ入り高山古川船津に至り帰途美濃神湊附近にて転覆其際も多大の重傷をなし漸く全快再び商用の為来高に際し斯る不幸を見るに至りしは奇異の事と云べし尚全所は一方山丘一方は益田川の激流碧潭にして益田街道中最も危険の個所にて俗に保井戸の地獄と称し徒歩にて薄気味悪るき所なるが不幸中の幸とも云べきは自働車の川中へ墜落転覆せざりし事なるが運転手渡辺重太郎は何れ取調への上処分を受くる事なるべし

乗客 重軽傷者

愛知県中島郡一ノ宮町

岐阜県大野郡高山町中林菊之助 (四七)

小間物商 光田次太郎 (四六)

全全久々野村柳島 岩佐 わき (二三)

全全町 全 柴田 巖 (三五)

全 高山町原蚕種製造所長

全全 全人妻さの (二〇)

岐阜県技師 町田 治助 (五五) >

大正2年5月5日 (新報)

●古川より高山まで、増島の一株主

<ドンな健足でも二時は要する古川と高山間を僅々三十分で通ふ事が出来る様に為ったは文明の賜自働車と謂ふ利益に感謝せずばなるまい

凡ての物は便利なほど文明的なるほど随分危険と故障が伴ふは原則であるから経営者の責任も重大且つ其の事業に従事する業務者も至極謹慎にして注意を拂ふて貰はねばならぬ自働車の様な公共的の要用機関は一般民衆に与へる処も多いが又反対に障害を及ぼす範囲も狭くないから一層怠るべき事の出来ない事業と考へる

数日前高山に要用が出来たまま腕車にせよか馬車にせよかと詮議の末世間では保井戸で自働車の転覆の取沙汰の八ヶ釜しい中を排して自働車の厄介になる事として用意を整へて仮の停留場に時間前より待ちまふけたが定時間を三十分過ぎても四十分過ぎても下り自働車の影も姿も見へぬ左り兎発車時間遅延の報知も無い僕と同様小雨の降る中に立たされた者は数人相手が自働車と謂ふ文明的機関であるから何れも中々小言が猛烈だ僕等が待疲れて居る中を例のガタ馬車が横弊に睥睨して行くも中々小面が憎い

定時間を過ぐること約一時間漸くのこと自働車が着して六人乗に七人詰め込まれ僕は三里余を腰を伸すこともならずコンナことなら待せられた一時間を通算すれば馬車に乗るのであったと想ふたしかし貨物的にせよ塔乗せられて途中は疾走に疾走を加へ高山に着したが其の乗り心地の悪いことは音サエ狭苦しくてヒヤヒヤする道路を高低ダノ険悪ダノも平坦同様に疾走し行違ふガタ馬車や荷馬車の車夫とに聞くに堪へぬ悪口憎言時としては彼等の群にドウかせられれば善いかとの恐怖の念をサエ切りに起させたコレを却て運転手や車掌は面白げに快哉を叫んで居るナンと危険千万ではあらぬかコンな始末で旅客に安全と愉快を与へることが出来るか会社には事業監督などが無いものかと其不審議堪せぬ高山の入口迄来ると僅か六尺余の道幅を疾走するものだから四輪の蹴ね飛ばす泥濘は各店舗の中迄蒔き散らされその惨状は見るに忍びず自働車に乗って居て其の気の毒さには居るに堪へぬ程であった加之高山の停留場へ着する以前に駐車場以外の場処で自働車の

一等席たる後方に横弊に乗車して居た某は突然下車したがコレは無切符で古川から高山迄ロハ乗りの客であった乗車賃を払った客は手荷物同様に扱われて無賃の客は一等席とは残余の乗客の一問題であった

乗客と謂ふ点からしてもまた株主と謂ふ権利からしても運転上にはモウ勘し規律を正して貰いたひ今日の運転状態では乗り心地の悪い事無限であるからは是非此の取締は其の筋と会社の重役を俟たねばならぬ)

大正2年5月5日(岐日)

#### ●自動車人を殺す

〈濃飛自動車会社の飛驒通ひ自動車が去月二十一日中山七里の内なる益田郡中原村字保井戸に於て顛覆し乗客五名悉く重軽傷を負ひたる由当時既記の如くなるが更に聞く処に依れば其際乗合せし愛知県中島郡一宮町字仲町小間物商光田太次郎(四六)は無残なる即死を遂げたる由にて同人の遺族は会社に向つて損害賠償の訴訟を提起すべく其手続中の由、自動車の運転手中横着を構へて注意を欠き之が事故の発生からざれば充分の取締こそ望ましかれ)

大正2年5月5日(新報)

#### ●気焰欄(注、投書)

〈自動車運転手の横着な事は往々耳にする事だが最も横着なのは古川宮間の運転手で街道に当る各戸は雨天の時などときには店頭は申すに及ばず屋内一面泥だらけとなり為に商家の如きは大変迷惑をして居る又道路で婦人などの一群に出逢ふと態と速力を早め衣類一面に泥をはね上るを以て快事として居る町を出離れてこそ全速力の必要もあろうが町内を通過する時は今少し徐行する様是非其筋から注告を望みますそうでないと折角成立した文明の器利会社も人民の怨嗟の府となつて自然乗客がない様になりますよ(被害者)〉

大正2年5月9日(岐日)

#### ●自動車検査

〈濃飛自動車会社にては今回更に独乙製新式自動車二台購入各方面の運輸車台を増加する事となりしかば一昨日鈴木技師は岐阜駅前より北長良間に於て右新着自動車の運転検査を為したるが成績良好なりしかば直に認可証を下附せり尚同自動車は六人乗にて西歴千九百十三年式の製造なりと)

大正2年5月9日(岐日)

#### ●又も自動車転覆、粗忽極まる運転手

〈濃飛自動車会社運転手渡辺某は過般飛驒中山七里にて某香商社員を轢殺したる廉に依り此程高山裁判所に於て過失殺人罪として罰金百五十円に処せられたる由なるが去二日午後零時十八分高山発古川行自動車に乗込みて疾走中同行路中最も危険なる保木地内にて又も岩石へ衝突して更に操縦を過つて荷車を宮川へ突落して粉破微塵に打壊し同時に自動車転覆して乗客二人と共に地上へ抛出されたるが幸ひ何れも負傷を免れたるも自動車は大破し修繕の為め三日間休業したりと開通

日尚ほ浅き自働車に事故斯くも頻々たるは返す返すも遺憾の極みと謂ふべし)

大正2年5月12日(新報)

●気焰欄(注, 投書)

〈自動車の運転手も貴紙に小言が出てから大分町中は徐行する様になりましたがまだまだ横着な処もあります高山の重役さんどうか充分取締って被下んと大変会社の損な事が出来ねばよいがと云とった(憤慨生)〉

大正2年5月20日(岐日)

●空自動車の転覆, 人夫十八人で引起す

〈濃飛自動車株式会社の第三号自働車は去る十六日午前十時郡上郡八幡町を発して岐阜市に来る途中武儀郡瀬尻村大字小瀬小字丸山内地の県道にて荷馬車と行違ふ利那車輪外れて麦畑へ転覆したれば人夫十八人を雇ふて引揚げ約二時間の後大枚五円の謝礼をなして漸く発車したるが運転手戸崎有一(三三)車掌渡辺隆太郎(二四)の外乗客は一人もなかりしは不幸中の幸ひなりしと)

大正2年5月20日(新報)

●宮峠修繕申請

〈既報の如く本月五日大野郡役所に於て郡内町村長会を開き協議事項として宮峠改修後の道路修繕を本県知事に請願するに決定郡内各町村長連署を以て左の申請書を提出せりと

宮峠道路修繕ノ儀ニ付申請

本郡宮村及久々野村地内県道益田街道宮峠道路ハ同街道中最モ險難ニ属シ本郡テ咽喉トモ云ヘキ要害ノ経道ニシテ…………(中 略)…………又近時当地方ニ取りテ一縷ノ光明ヲ放チタル自働車ノ如キ久々野宮間ハ道路險悪ナル為未タ交通セス公衆ノ不便ヲ感スルヤ甚シ至急相当工事ヲ施サレ便益ヲ与ヘラレ度此段連署ヲ以テ申請候也

大野郡各町村長連署

本県知事宛 〉

大正2年6月5日(岐日)

●自働車技術検分

〈濃飛自動車は開業日浅きも数回転覆し乗客即死を遂げたる者もあり然も其原因は運転手の怠慢或は不熟練に基くもの多き由なるが本県警察部の重森警部は四日午前九時より同会社の自働車に運転手並に車掌三名を乗込ませしめ岐阜市揖斐町間を往復して技術の検分を為したり〉

大正2年7月12日(新報)

●気焰欄(注, 投書)

〈動かぬ自働車を物置に陳列してあるのも余り見よい物でない(外来客)〉

大正2年7月20日(新報)

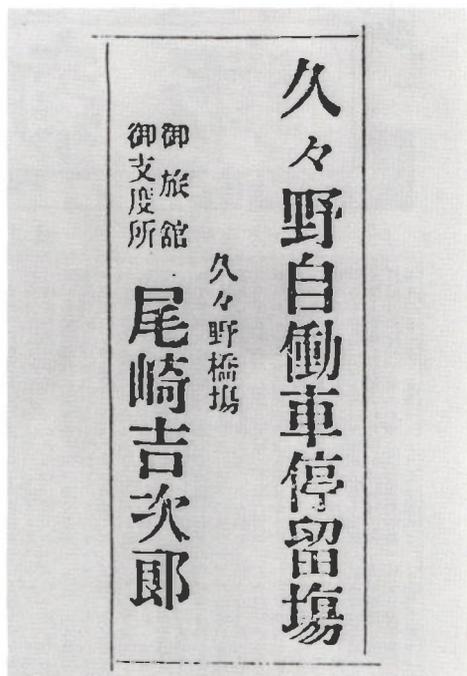
●五行片々, 啓上子

〈飛驒の交通上の新記録を作った自働車事業は始め脱兎の様な勢ひであったが近来振わぬ事が



甚しい其証拠には株の暴落が証拠立てて居る去り  
迎飛驒の交通上には最早や跡へ引く事の出来ぬ事  
業である

(写真-7) 久々野自動車停留場  
大正2年8月5日付新報から



コナ好望な事業が何せ振わんから研究を要す  
る問題で株主は勿論公共的から謂ふても等閑に附  
し去る事が出来ぬ高山で大部分の放資をし乍ら自  
働車の顔も見へぬとは何んと情ない事ではないか

道路説を為すものがある自動車にイクラ乗客が  
あった所で岐阜の本社の重役の様に贅沢では配当  
の上の見込がないと重役の自用に一台を空しく遊  
ばせ玉井屋旅館に晚餐室が特置サレてあるとは成  
程)

大正2年8月12日(新報)

●気焔欄(注、投書)

〈自動車会社の高山古川往復にタイヤの切れる  
事は異数であって同社でも此の区間にのみ此の被  
害あるを不思議に思ふて居たがコレは高山古川間

数ヶ所に硝子及瓶の破片を蒔き散らしたものがあ  
るからで自動車で通行する僕等もタイヤを切ら  
される交通機関に妨害をスル奴等を取締る方法を  
敢て警察当局者に望む(古川往復散吏)〉

大正2年8月30日(岐阜)

●知事の交通観

〈就任以来県下各部を巡視したる島田知事昨往訪の記者に語って曰く、県下は一と通り巡回し  
たが何分駆け足的素通りで充分視察が出来なかつたから具体的話をする程の材料は得なかつた、  
前任地杯とは異り管内の広いと云ふ事は兼て承知はして居たが、實際歩いて見て其広ひのと交通  
の不便なるには一驚を喫した▲……(中略)……▲愈々さうなると矢張り現今の自動車運転位  
ひより仕方がない、自動車を運転するには今の飛驒街道では副員が狭ひ、全体美濃国から飛驒国  
へ通ずる街道である以上は昔ならば国道であるから二間幅の道路は大體無理である▲……(後  
略)〉

大正2年9月12日(新報)

●自動車重役会

〈同社の経営革新に付ては目下株主は飛驒側重役の行動に注目しつつあるが明十三日当地に於  
て重役会を開き善後策を講ずる筈なりと因みに重役の一部間と以外の株主は此の際一大刷新を為  
し本社を高山に置き二株を以て一株の払込済二十五円の株式とし線路を岐阜高山間に減定し自動  
車四台を以て営業を為し不用車は売払ひ尚社長以下の役員報酬を大削減し之れが経続の意向なり

と)

大正2年9月20日(新報)

●自動車会社営業刷新

〈同会社が創立以来莫大の欠損を生じたる為め同株式の株価日に失墜し株主は此の上払込等あらば一層損害の大ならしむるを以て買人を求めて売抜けんとする者多き為め一層不況を呈したるか元来此の有望の機関たる同会社をして今日の如き悲境に沈めしたるは全く会社経営の方針に不適當の事のみなるを以て斯の如き始末に到らしめたる者にして其の方針に一大改善を加へ経費を節約せば必ず此の究境を脱する敢て難かざる所にして飛驒側重役間にも屢々議論の有りたる所なる前月来当地に於て開会の筈なりし重役会も社長其の他の支障と荏苒空過せしが同会社の声評株主間に於て日に非なるを以て飛驒側重役は奮起し当地に於て去る十三日より数日間飛驒銀行倶楽部に於て重役会を開き京浜及美濃側よりは関紀次郎杉本米吉日下部武六の諸氏出席し協議の結果左の如く来十月の株主総会に提出する事に内定散会せしと

- 一 本社を高山に移つし岐阜市に出張所を置く事
- 一 現今の運転は岐阜高山間に止め双方より毎日定時発車する事  
但一台二台隔日双方より発車

株式を貳拾五円として現払込拾貳円五拾銭株二株を合して一株とし払込済と為さんとする提議もありたるも決定するに到らざりしと)

大正2年10月12日(新報)

●濃飛自動車本社移転

〈濃飛自動車株式会社は本年二月営業開始と同時に岐阜市八間道に本社を高山町に出張所を設け社務は専務理事関紀十郎氏一切の責に任じ事務員運転手等を指揮し爾来専ら営業を持続し来りたるが何分創業の際とて専務、事務員等も営業上に経験に乏しきと道路の險悪なる為めタイヤ其他車体の破損激しく予期の成績を挙ぐる能ず為めに同株の株価日に失墜し株主間に革新の議論続出したりしが同社株式の大部分を有する高山町の有力者は会社の根本的改革を企て其第一着手として本社を高山町に移し従来の岐阜本社を出張所となし高山町に於ける現重役側に於て営業監督を為すを可とし先月上旬京浜間なる同社重役側に交渉したるに佐々木文一、関紀十郎、杉本米吉等の三重役高山町に出張高山側の重役上木甚四郎、永田吉右エ門、直井佐兵衛、川上倭香の諸氏と会見し折衝數日に亘り漸く京浜間株主の所有株式中五百株を高山町側に於て引受くること同社の予定線なる岐阜八幡、岐阜揖斐間、中津、下呂間の運転は収支償はざるに依り無期延期の事等を条件として高山町に本社を移転する事に交渉纏りたるを以て愈々本月三十一日定時株主総会を開き定款変更其他を附議し決定の上は直ちに本社を移転する筈にて高山町側の重役大株主等は兩三日前出関専務との間に会計諸帳簿の整理事務の引継に関し専ら調査中なるが本期決算は如上の事情に依り多分の欠損を生じたれば全然無配当なるが第三期よりは本社の移転と同時に永田、上木、直井、川上の各重役交迭に本社に詰め切り営業状態を改善し運転手の如きも成るべく地方

に於て養成し車両、乗客の取扱に充分注意を払ひ相当の成績を挙ぐる方針なりと云ふ

大正2年10月12日（新報）

●気焰欄（注、投書）

〈一時隔日二台発車せし自働車は又々元の一台に減じられて往々満員で乗車する事が出来ぬどうか一度極った事は続行して公衆に利便を与へて貰ひたい（通行旅客）〉

大正2年10月20日（新報）

●臭又陋なる自働車の内幕

〈株主と論の攻撃にトウトウ降参した自働車会社幹部は穴だらけの鎗栗を辛ふじて固持付けの営業決算だの貸借対照表だのを作ったが網の様になつたタイヤだの空缶のガスリンだの原価に計上されて居てサエ数万円の欠損だとは飛驒側重役のお人よしには感服せざるを得ず其株式が貳円五十銭で買入がないのは所謂人気は真理を明にするを謂ふ原理か〉

大正2年10月27日（新報）

●道路歩拡請願

〈過般高山町に飛驒三郡戸籍吏会開会せられ三郡町村長の多数会合を好機とし飛驒街道歩拡め請願書を本県知事に提出せしが其請願書を聞くに左の如し

県道歩拡請願書

県道飛驒街道々幅ノ歩拡メヲ為シ以テ交通上ノ至大ノ福利ヲ増進センメントノ我飛驒民衆ノ熱望ハ旧来屢々建言センメタル処近時自働車ノ定期運転ヨリ増々其必要ナルヲ見ル当局又此ヲ認識セラレ既ニ設計ノナレルモノ此アリト聴クココニ希冀ハ大正三年度ヲ以テ起功セラルベキ由ノ益田郡小坂町北内改修道路工事ニ於テ我民衆期待ノ端緒ニ就テ得センメラレン事ヲ及飛驒三郡民意ノ存スル処ヲ開陳シ謹而請願仕候

大正二年十月

飛驒三郡町村長総代

高山町長 福田吉郎兵衛

大八賀村長 池之端 惣助

大名田村長 宇野 増次郎

岐阜県知事島田剛太郎殿

大正2年11月12日（新報）

●自働車会社移転

〈過般株主総会の決議により本社を高山町に移転するに決したる濃飛自働車会社は来る十八九日頃愈々高山町に本社を移し岐阜を出張所となす由にて会社は現今の場処を拡張建築さるる計画なりと〉

大正2年12月5日（新報）

●濃飛自働車の臨時総会

〈去月を以て本社を高山町に移転せし濃飛自動車株式会社は内部の整理を終りたると共に旧重役は悉皆辞職せしを以て重役及監査役の補欠選挙の爲め本日忠孝苑に於て臨時総会を開会せし定刻午後一時参集せしは株主三拾余名権利数(委任状共)貳千四百五十余にして佐々木旧社長欠席に付上木甚四郎氏座長席に付き整理の顛末及重役其他一同総辞職に関する報告を爲したるに株主より欠損及營業上に関し続々質疑を提出せしに詳細の説明を与へ尚改善方法に付き旧重役及来集株主と懇々協議を遂けたる結果重役の選定及報酬に付き株主中より五名の委員を出し旧重役側と合議する事に決し柿下清六、豊住松太郎、上村末吉、松山利平、川上勝太郎氏を委員とし凝議の結果従来の重役十名を七名に監査役六名を三名に減じ報酬総額二千四百円を二百九十円に大削減を爲す事に決し此を本会に報告せしに全員一致を以て可決し重役及監査役の補充は選挙に依らず委員長柿下清六氏の指名に任する事とせしに氏は左の如く指名し後營業革新及内部の整全に付新重役に希望を述べ散会せり尚明日重役会を開き社長の互選を爲す筈なりと

取締役 川上倭香 上木甚四郎 日下部九兵衛 直井佐兵衛

住 幸謹 日下部武六 佐々木文一

監査役 平田篤松 土川宗左衛門 加藤市兵衛

創業以役株主間に不評判なりし同会社も本社の移転重役の選善營業の刷新に関し開会せる臨時総会を以て新重役株主間の意志疏通せしを以て爰に同会社は小康を告ぐるを得たり本日の総会は論功沸騰するべしと予測せられしも要点の攻究に止まりしは京浜側重役全部の欠席の爲めなりしなるべし〉

大正2年12月5日(新報)

●気焰欄(注、投書)

〈私用でも何んでも無賃乗車が出来るので重役が止められぬと熱心に再選を希望する益田郡南某の取締嚴重を自動車会社監督清水君に望む(二円五十銭株主)〉

大正3年1月1日(新報)

●回顧片々、自動車の開通、六文銭人

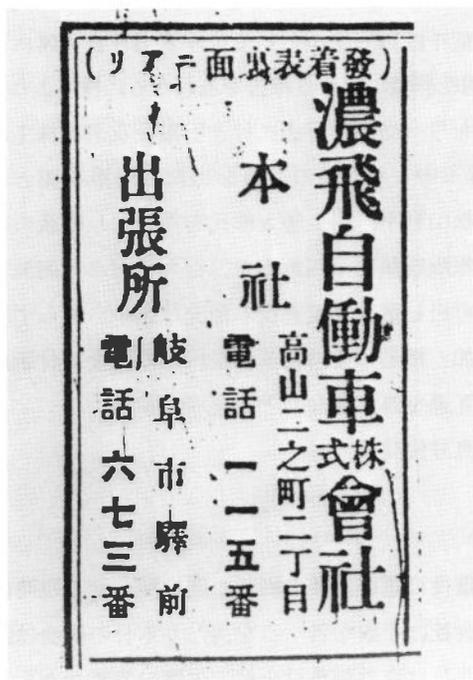
〈交通不便は飛驒の冠詞であったが漸く自動車の開通を以て岐阜市と往來の便を得たるは飛驒運輸史上に特筆大書するの価値を有す不幸にも同会社經營の責任者当な得さりし爲めに創立早々莫大なる欠損を生じ同事業の發展を阻害せしも而も乗客恒に満員にして前途好望必ず社務の整理完成せば此の損失を回復すべき豈難からざる所なりとす〉

大正3年2月4日(岐日)

●自動車と自転車

〈武儀郡神刈村字下市場村田弥市(二一)は去一日二月正月にて親類なる同郡下有知村某家に赴かんと同日午前九時頃自転車に乗りて自宅を出て富ノ保村地内津保川の沿岸を疾走中西より岐阜発の自動車来りアワヤと思ふ間もなく自動車は止まりしも弥市は余りに強勢好かりしたため飛降りる事出来ずカルを間違ひ自転車諸共二丈余りもある断崖絶壁より津保川に墜落して数個所の重

(写真-8) 濃飛自動車株式会社, 広告,  
大正3年8月25日付タイムスから



(写真-9) 自動車発着表  
大正3年8月25日付タイムスから

表着發車動自	
小秋下	金岡岐
坂原呂	山 阜
四ノ宮	三ノ宮
宮高	高宮
山 野	山 野
八七	六〇
八〇	二二
岐關金	下萩上小久
阜 山	(呂原呂坂野)
六三	二〇
三三	〇〇
	一〇
	〇〇
	八〇

傷を負ひて人事不省に陥り生命覚束なしと)

大正3年9月25日 (タイムス)

●知事及夫人

〈島田県知事は廿二日県参一行と自動車にて来高長瀬旅館に投じ二十三日は共進会会場及教育会に臨み本日は褒賞授与式三団体総会に出席し昨夕主人と為りて清輝楼に於て今回の共進会に映掌せし官民四十余を招待し懇労の饗宴を張り今廿五日自動車にて帰庁の途につかれたり〉

大正3年10月1日 (タイムス)

●上京

〈永田吉右衛門杉下太軍右衛門両氏は赤十字社佩有章社員会出席の為め去二十七日出發自動車にて岐阜を経上京せられたり〉

大正3年10月1日 (タイムス)

●気焰欄 (注, 投書)

〈県参事会員は萩原で益田郡役場の会計検査を自動車五分間駐車中に行ないソーだがX光線でも応用したのかまた透視の能力者でもあるのか (桜洞閑人)〉

大正3年11月1日 (タイムス)

●自動車総会

〈濃飛自動車会社は去二十八日同社内に定式総会を開く社長佐々木文一氏欠席上木甚四郎





飛驒三郡有志の声援に據り衆議院議員に選出せられ同四十五年同様再選し氏は議会在在りては予算請願決算委員に挙げられ特に請願決算委員に於ては常に主査と為れり氏の所屬は立憲政友会にして目下主幹として党務を映掌し今回の総選挙に三度逐鹿場裡に起てり尚飛驒の交通不便を痛嘆し自働車運輸を主唱し現に濃飛自働車株式会社長たり……（以下略）

（注）大正4年3月30日の選挙は次点で落選、大正6年4月20日の選挙で再選されている。

大正4年4月10日（飛驒）

#### ●自働車に就て

〈東京市に於ける自働車の数は現在の処四百台あるさうな、併し岐阜県下には十台内外の自働車が殆んど厄介視されて居るのみならず、その自働車株の如きは、暴落も甚だしいので、之れ亦た殆んど価値ぬのである。之れに反して東京に於ける自働車は何れも有望で、会社亦た其の利する処少なからず、株も亦た良好である。

是れに依って見るときは県下の進歩は、東都の十年前の、それよりも遅れて居るであらうが、此の現代に於て、自働車の普及は、本県下のみならず各地方に於て認められてある。まして将来に於ては頗る有望の『うつは』である、して見ると県下の自働車株も、マンザラ捨たものでも無いと思ふ。亦た自働車が一般の社会に必要を認められて、欠くべからざる、便利なる『うつは』となつてゐる以上は、汽車の無い様な処ほど用ひられる事は、今、吾人が言を俟ざる処である。夫れに益田街道の各旅館を始め、農家が自働車排斥運動を企だてたと云ふ事を、去年の夏頃、耳にした。其の言ひ訳けは、旅館は、旅客が尠なくなると云ふより外に過ぎ無いが、農家より見たる理屈は、種々ある。

先づ其の一二を言はんに、自働車が運転中に立つる激しい音響は、養蚕の時期に於て殊に養蚕に害を与へるのみならず、瓦斯及び煤煙の発散を受けたる桑葉を蚕に喰はせたる時は、必ず其の養蚕は失敗に帰すると云ふ事である。亦た油の排出等のために近傍の農作物を害する等、夫れ夫れ得意の難を付けてゐるが、是れは無理な言ひ草であらうと思ふ処である。しかし白耳義の制度からして見ると、亦た無理では無い様に思はれる。

現今、白耳義に於ては勅令を以て『運転に際し激しき音響、瓦斯又は煤煙の発散、油の排出等のため不快を感じしむる下等の自働車を絶対に禁止』している。

益田街道に於ける自働車排斥云々が事実とすれば、其の自働車を排斥するよりも、完全なるものを使用せしめる様に、つとめればいいのであるが成可くなれば日本にも、白耳義の様な取締法があれば、いいのである〉

大正4年5月1日（タイムス）

#### ●株式会社総会

〈去二十五日濃飛自働車株式会社は飛驒銀行倶楽部に於て株主総会を開き決算報告の認定異議なく営業振興経営改善に就き重役株主互に意見を陳べ閉会せり〉

大正4年8月15日（飛驒）



此の文明の利器を今日未だ充分に且つ広く用ひ得ざるは、即ち飛驒国人の進歩せぬ事を表現してゐるのでは無からうかと迄に思はれるのである、然し此の論は極く小さい論の様であるが、是れが世界に於ける文明時代の歴史に加はるのであると思へば、亦た実に恐ろしい様である。>

大正4年11月1日（タイムス）

●会社総会

〈濃飛自動車会社は廿四日同社内に於て第六回株主総会を開き取締役よりの営業報告を承認し夫より役員全部辞職につき改めて選挙を行ひたるに何れも前任者再選し散会せり〉

(写真-15) 第六期営業報告, 大正4年11月1日付タイムスから

濃飛自動車株式會社		貸借対照表		損益勘定		株主金		未収入金		什物及雑作		車輦用具		諸費		倒立費		拂込未済株金	
		貸	借	損	益	金	拂	金	高	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
右之通候也	三、一、六、〇、五、六、六、五																		

大正4年12月1日（タイムス）

●濃飛自動車の光栄

〈御即位の礼大嘗祭御奉告の爲め伊勢神宮に御新謁に付宮内省大礼使より濃飛自動車会社へ御使用御下命あり同会社岐阜出張所より監督付添ひ第一号第六号二台を伊勢山田に回送せしに当日第一号には伏見大礼使総裁宮第六号は九條掌典長中村侍従武官長の乗用に供せられたるに車台の完全せる点及運転手の巧妙なる操縦に対し賞讃を得無上の面目を施したりと〉

大正5年1月13日（日報）

●道路観念を急ぐ

〈……（前略），自動車は其の後岐阜高山間に設けらるる事となり、兎に角時間短縮にて往復するを得るは何よりの幸福也、然れ共自動車は僅かに一日に半往復を遂ぐるのみにて、二十四時

間内に半往復といふ時間に於て甚だ不廉に、又賃金に於ても片道八円といふ実に不廉なるが上、更に一車六人詰の単に一両を具はるのみなれば、貴族的少数の旅行者に便なるのみにて、之れを以て道路観念の養成には供する能はず偶ま階級制度の勢力助長を為すのみなれば、不文明の交通機関を認むる外、何の分別もなき所也……………(後略)

大正5年4月24日(タイムス)

●自働車の値上げ

〈欧州戦乱以降物価暴騰は殊に自働車営業に影況し同会社の苦痛一方ならざる所なりしも今日迄従来の低乗車賃の値上げを忍びつゝありしも近来動力に使用する諸油の値上げに余義なく去廿三日の総会の承認を経て高山岐阜間乗車賃五十銭の値上げを本県庁に申請せり〉

大正5年5月15日(タイムス)

●高山古川間自働車

〈濃飛自働車会社が先年創業当時高山古川間の運転を為しつつありしも中途之を廃止せしが先年来両地有志者は是非之れが復旧を希望せしも同会社の経営の都合上再び開始するに到らず今日に及びしか今回新たに同線路に於て運転を開始するに決し先日営業願を県知事に申請せしを以て兩三日中に認可を得車体の検査を受け来月上旬より運転開始の由なるが開始の上は乗車料約三十銭一日六回往復の予定なりと〉

大正5年5月23日(日報)

(写真-16) 第七期營業報告, 大正5年4月25日付タイムスから

濃飛自働車株式會社		第七期營業報告										貸借對照表							
右之通候也		大正五年三月三十一日										資産之部							
株金	二〇〇、〇〇〇	合	二〇	金	一、〇五〇	前	一、〇四〇	未	二、〇四〇	土	四、三三三	車	一、六六九	諸	八、七七一	創	一、五〇〇	拂	一、五〇〇
未	一、〇〇〇	金	一、〇五〇	期	一、〇四〇	收	二、〇四〇	地	二、〇四〇	及	七、五九九	輛	三、九四六	用	六、六七八	立	四、八〇〇	未	一、五〇〇
株	一、〇〇〇	計	一、〇五〇	損	一、〇四〇	入	二、〇四〇	建	二、〇四〇	物	三、九四六	器	三、九四六	器	六、六七八	費	四、八〇〇	済	一、五〇〇
金	一、〇〇〇	高	一、〇五〇	越	一、〇四〇	金	二、〇四〇	物	二、〇四〇	器	三、九四六	具	三、九四六	油	六、六七八	及	四、八〇〇	資	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	金	一、〇五〇	損	一、〇四〇	損	二、〇四〇	金	二、〇四〇	金	四、三三三	具	三、九四六	油	六、六七八	テ	四、八〇〇	本	一、五〇〇
金	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	金	一、〇四〇	金	二、〇四〇	金	二、〇四〇	金	四、三三三	油	三、九四六	油	六、六七八	ウ	四、八〇〇	金	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	プ	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計	一、五〇〇
計	二、〇〇〇	計	一、〇五〇	計	一、〇四〇	計	二、〇四〇	計	二、〇四〇	計	四、三三三	計	三、九四六	計	六、六七八	計	四、八〇〇	計</	

●自動車と衝突、荷車も人も田甫へ転げ込む

〈一昨廿一日午後六時頃一度高山へ帰った自動車が如何なる要件の有りたるものか数名の女客を乗せてブーブウ鳴らし乍ら出掛け大和田村大字千鳥地内同村小学校辺まで行くと其前を一人の荷車曳きが沢山の板子を積み夕方にも係はらず外目もふらず汗をヂリヂリ申し乍ら今頃自動車の来るとも知らずソロソロ曳き行く処なりしかば自動車は例に依てブーブウを始めたるに荷車曳は予ねて思はぬ高山の方より自動車が来たので吃驚仰天して横へ遁れんとしたる其利那あんまり狼狽たるものと見え荷車ともに道の傍なる田甫へ曳き込みたるが人も車も田の中で横倒れと成り自由を失ひアタフタして居る処を自動車の車掌や近所の者が寄り集り漸く曳き上げ且つ其者を助けたる由なるが該荷車輓は何処の者と未だ判明せず〉

大正 5 年 6 月 15 日 (タイムス)

●山川自動車

〈高山古川間の運転を目的とし出願せる山川自動車は既に之れに要する米国式自動車一台を購入し本月初旬車掌及運転手の検査認可を受け兩三日前当地着引続き兩町間の試運転を為しつつあるが尚一台購入交渉中にして近々手続を了する筈なるを以て右到着の上総ての準備を整へ来七月一日に兩町間の運転を開始すべき予定なるが停留所は古川町は二之町本社にして高山町は当分二之町濃飛自動車会社の停留所を仮用する事とし乗車賃は未だ決定せざるも約四十銭位なるべしと〉

(写真-17) 共同乗合馬車、大々の急告、大正 5 年 6 月 1 日付日報から

**大々の急告**

高山古川間乗合馬車賃ニ關スル大變動

近口高山古川間ヲ往復スル自動車会社設立セントスルニ當リ乗合馬車は其當日ヨリ附南ニ拘ハラズ自動車ノ半額ニ引下ゲマス

前午 七時 十一時  
後午 一時 三時

右時間外ニ臨時ハ何時モ發車シマス

高山古川共同乗合馬車

大正5年7月5日(タイムス)

●飛驒中央自動車

〈高山古川間の運転の目的を以て設立を計画せる飛驒中央自動車合資会社は発起人に於て既に米國製自動車を購入し試運転を為し好成績を得出資者の募集を為し去月二十八日鍛冶橋畔江声館に於て創立總會を開けり株主出席二十四名にして倉田甚左氏会長席に就き発起人より諸般の報告を為し代表社員の選挙を為したるに岡田甚右衛門倉田甚左高倉助次郎長谷川勇石原務氏当選し更に社長に岡田甚右衛門氏当選散会せり同会社は資本金三千円とし先づ一台を以て兩町間一日四回の往復を為し乗車賃は三十五錢より四十錢とする事に内定し目下認可申請中に付下附あり次第開業を為す筈又前号に本社を古川町に置く由記載せしが同創立總會に於て高山に置く事に決定せり〉

大正5年8月5日(タイムス)

●濃飛自動車会社の内容一洗せられんとす

〈濃飛自動車会社は創立当時本社を岐阜市に置きたるに兩三期間に於て莫大なる欠損を生じ其營業振に就て多数の株を有する高山株主間の悲難を招き終に刷新問題の實行と為り本社を高山町に移転し重役の改選を為し漸く小康を告げたり再来現重役諸氏は累任中飛驒唯一交通機関たると欠損補顧とに尽瘁し専ら回復を計ると雖とも創立初期に於ける莫大なる古疵は容易に回復するを得ず又株主は会社の将来に就て払込を氣遣ひ安堵するを得ざるも重役の熱心と飛驒唯一機関との二に制せられて払込金を投棄するも同会社を存続せんと意向一致し嘗て某重役より解散説を提出せしも之を排斥したる事ありたり以後重役は従業の諸員を督励し經營の結果順次好況を呈し現今積立金のみにて一株に対し現金二円以上を配分し得れ共毎期順送せる欠損の為に頗る不成績の体面を持続せざるを得ず寧ろ之を一洗し欠損を切捨數株を併合し払込済一株と為さば裕に利益配当を為し得べきを以て先日来重役間に此の實行説湧起し近々重役会を開き一致決定の上は二十株以上株主會開會之を協議し協賛を得て臨時株主總會を開き確定の計画なりと其の刷新方法は資本金二十万円中払込五万円より欠損約二万六千余円を切り捨て不足を補充し払込一株二十五円一千株資本金二万五千元として従来四分一払込株數株を併合して一株とし内部の營業振に一層の改善を加へ株主の利益を計ると共に飛驒交通界に多大の貢獻を為す所あらんとする計画なるが従来売買絶無なりし同株は早くも之を見越し多少の動搖を生じ来れり〉

大正5年8月15日(タイムス)

●自動車断崖を墜落す、飛驒街道に於ける稀有の珍事

〈古川高山間運転の目的を以て設立計画中なる中央自動車は鑽きに一台の自動車を購入せしも機械の破損に加ふるに取引上に何か紛擾を生じ居り運転する能わざるを以て更に名古屋より一台を購入し当地に於て試運転後過日岐阜へ回送し本県警察部の車体検査を受け十三日早朝岐阜を出発し高山に向ひ益田郡小坂町字坂下附近に差蒐るや突然四間斗りの断崖に転覆し七名の搭乗者は車台と共に益田川原に墜落したる一大珍事を出来し通行人の急報に接したる小坂分署は直ちに萩原高山兩警察署に之を通報し現場に駆け付け搭乗者は小坂町小松屋旅館に收容し応急手当を加へ

たる上一同担架にて同郡東上田接骨奥田又左エ門氏に到り治療を受けたり高山にては此の急報に接するや白川文学士高倉岡田の如き有力諸氏塔乗しつつあり親戚知己の關係多き為め困難鼎の沸く如く山下佐助其他の諸氏は直ちに濃飛自動車にて小坂に参向し善後策を講じつゝ昨朝東上田行遭難者中重傷者は担架軽傷者は人車にて当地に帰着し何れも郡病院に入院又は治療を受くる事とせり重軽傷者の氏名は

重傷 岡田甚右エ門 白川継紹

軽傷 高倉助次郎 稲田久太郎 伊藤徳太郎 熊崎玉枝

無事 熊崎歌子

今回珍事の原因は未だ之を詳にするを得ざるも道路及車台に何等の故障ありたるにあらず多分運転手は平地の運転に熟達し居たるも急勾配の道路に経験乏しく殊に道路には砂利を布きあり遭難箇所は急坂にて同界限の難所なれば或は把手の自由を失したるより起因したるものならんと車台は昨日警察の臨検を受けたるに殆ど微塵に等しき損傷にして修繕再用の望なしと

大正5年8月25日(タイムス)

#### ●中央自動車の前途

〈高山古川両町間の距離些か四里を出ずして此の飛驒の兩都會を接続する交通機関は漸く乗合馬車を有すに過ぎず前年濃飛自動車会社の創設当時宮古川間の運転を開始し兩町の聯絡行路者の利便を得たるも同会社経営の都合上之を廃し再び交通機関を徹し不便を感じるに到りたるか世の進歩は益之の設備を要求して止まず終に兩町の有力者は公益の為に自動車運転を計画し中央自動車会社を創設するに到れり始め一台の自動車を購入せしも売買取引上に関し仲介者との間に紛議を醸し今尚解決に到らず尚一台を購入し試運転を為したる上車台検査の為め岐阜へ出て其の帰途前号所報の如く益田郡小坂町に於て懸崖に転覆し車台の破壊塔乗者の軽重傷等不慮の災厄に罹り同会社の前途をして頗る暗愴たらしめたるが同会社は未だ法定の手續を経て登記せしにあらざるも株主は数千円を投じ着々其準備を為し斯る遭難あらざれば既に毎日双方より四回の発車を為し交通上至大なる利便を与へつつあるものなるべし兩町間交通上同会社の創設は一般に歓迎せられたるを此の打撃一頓挫に甚しき失望を生ずるに到れり今中央自動車の前途に関する善後策に付ては同社重役にして塔乗遭難者たる高倉岡田両氏の負傷全治せざるを以て未だ具体せる協議を得ざるも車台の外形は未だ惨鼻に堪へざる破損を為したれども至重の要部は更に損傷せず多大の費額を投せずして修繕再用し得べきを以て直ちに名古屋へ回送したれば前記両氏の全快を待つて株主会を開き社務を整理し社会公益の為に飽く迄初志を遂行すべき何れも決心なりと

大正5年9月5日(タイムス)

#### ●自動車運転

〈高山古川間を運転の目的を以て創立せる中央自動車は数回不慮の災厄に罹り運転を中止せしが今回熊崎惣次郎営業人と為り新たに一台の自動車を輸入し中央自動車整頓営業開始迄本月一日より毎日三回往復運転を開始せり〉

大正5年10月6日(岐日)

●自働車転覆, 乗客二名負傷

〈可児郡兼山町兼山自働車会社の自働車第十七号は四日午後一時五十分多治見駅にて婦人四名子女三名を投載し加茂郡八百津町へ向ふ途中同郡和良村大字野上字米山寺地内郡道疾走中運転手小野仙治(三五)は把手に注意を怠りて居りし為め田の中へ乗込むと同時に車体転覆し乗客東京市浅草区西島越伊佐治トヨ(三七)は右手頸を挫折し応急手当の上愛知県浅井森平方に趣き名古屋市宮町二丁目伊佐治キヌ(三七)は前頭部に長一寸裂け傷を負ひたるも重傷ならず目下運転手に就き取調中なりと〉

大正5年10月15日(タイムス)

●濃飛自働車会社

〈来廿八日午後一時同会社内に第八期定時総会を開き営業報告書其他の認定を附議し取締役一名の補欠選挙を行ひ後臨時株主総会を開き減資, 及之れに伴ひ定款変更を附議す其方案の要項は左の如し

減資ノ方法

- 一、資本金ヲ貳万円に減少ス
- 二、株式ハ老千株トシ老株ノ金額ヲ貳拾円トス
- 三、株式四株(老株ニ付払込金拾貳円五十銭)ニ対シ新株老株(貳拾円払込済)ヲ交付ス

(写真-19) 自働車開通, 大正5年10月16日付岐日から

(写真-18) 自働車開通, 大正5年10月14日付岐日から

十月十五日 自働車開通

今小町自働車運轉鐵北連絡  
忠節橋間 輕鐵北連絡

●回数券 五十錢券 金七錢  
●回数券 五十錢券 金七錢  
●回数券 五十錢券 金七錢

●貸自働車開業  
貸自働車開業 特別ノ大制  
貸自働車開業 特別ノ大制  
貸自働車開業 特別ノ大制

●西濃自働車營業所



今小町 忠節橋間 輕鐵北連絡

●自働車開通(十月十七日ヨリ)

●回数券 五十錢券 金七錢  
●回数券 五十錢券 金七錢  
●回数券 五十錢券 金七錢

●貸自働車開業 特別ノ大制

●西濃自働車營業所



四、四株ニ充タル現株式ニ対シテハ商法ノ規定ニ基キ処分ス

五、新株券ハ大正六年貳月壹日現在ノ株主名簿ニヨリ交付ス

大正5年10月27日（岐日）

●自動車の罰金、八十円に不服で控訴

〈可児郡兼山町自動車商会抱へ運転手小野仙治（二五）は本日四日午後二時頃土岐郡多治見駅より旅人客四名及び子女四名を乗せ加茂郡八百津町に赴く途中同郡和良村米山寺地内にて注意を怠り水田中へ自動車を転落せしめ為めに東京市浅草区西島越伊佐治サダ（二七）は左手首稍上部の骨を折りて数週間の安静を要する創傷及び名古屋市東区宮町伊佐治キヌ（十九）に前頭部を負傷せしめたる事は当時既報の如くなるが其後業務上過失傷害として告発されたる結果御嵩区裁判所に於て略式裁判にて罰金八十円に処せられたるが不服にて今回控訴せり〉

大正5年10月29日（岐日）

●濃飛自動車総会（高山電話）

〈濃飛自動車株式会社は二十八日午後一時より本社事務所に於て定時株主総会を開き営業報告の承認を求め取締役一名選挙の件は川上浅吉氏当選、次いで臨時株主総会に移り減資並びに其方法決定の件は……（中略）……尚ほ新株式は大正六年二月一日現在株主名簿に依りて交付するに決し次いで減資に伴ふ定款の変更の件を議決し三時散会せり〉

（写真-20） 第八期決算報告，大正5年11月5日付タイムスから

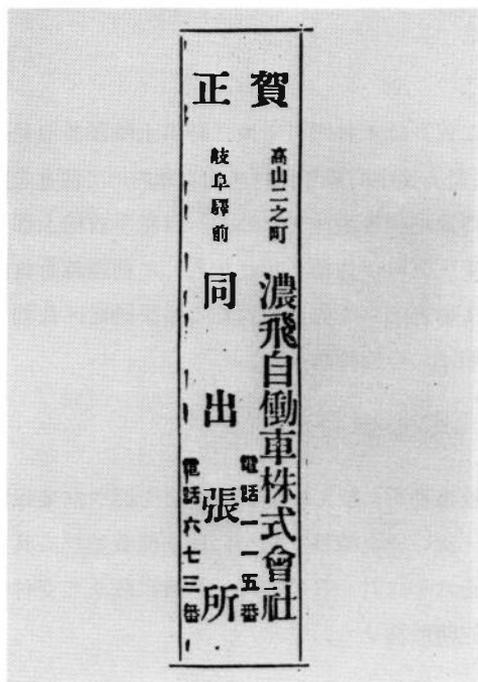
第八期決算報告	
貸借対照表	
繰込未済株金	一五〇,〇〇〇・〇〇
創立費	四八〇,〇〇〇・〇〇
タイヤ及チップ	三五・〇〇
諸油	二七九・五〇
車輛用器具	二〇〇,〇〇〇
什器	五五五・五〇
土地及建物	三〇八・七〇
未収入金	一五・五〇
車輻	一〇,六二六・四〇
金銀有高	三,一七六・六五
損失	三,七四〇・〇〇
合計	二〇一,〇八九・一〇〇
株金	二〇〇,〇〇〇・〇〇
未拂金	一,〇八九・一〇〇
合計	二〇一,〇八九・一〇〇

負債之部	
取締社長 佐々木 文一	
取締役 日下部 九兵衛	
同 上木 甚四郎	
同 直井 佐兵衛	
同 住 幸	
同 同 田 爲松	
同 同 加藤 市兵衛	

濃飛自動車株式會社  
 大正五年九月三十日  
 之通候也

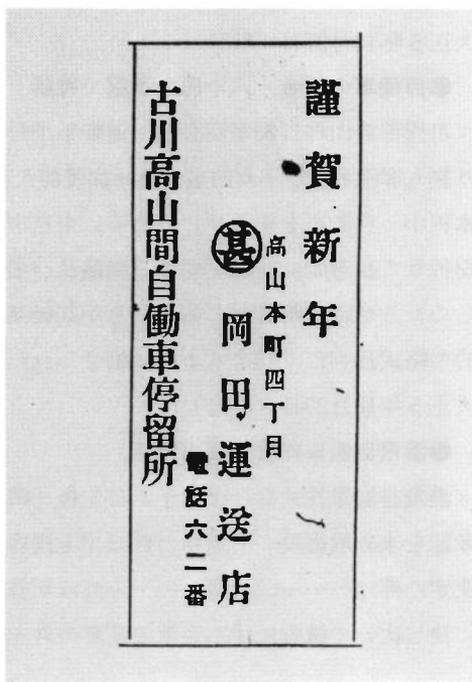
(写真-21) 賀正広告, 濃飛自動車株  
大正6年1月1日付タイムスから



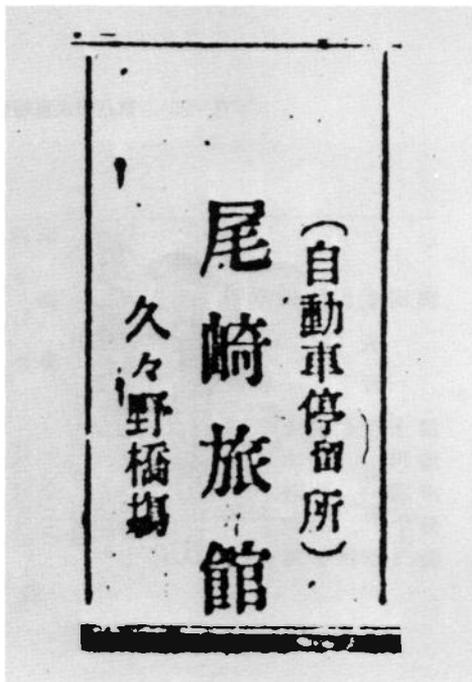
(写真-23) 自動車全通広告,  
大正6年4月7日付日報から  
(注) 雪どけによる開通である



(写真-22) 謹賀新年広告, 岡田運送社,  
大正6年1月1日付タイムスから



(写真-24) 停留所広告, 大正6年5月3日付日報から  
(注) 雪どけの開通に合せた広告だろう



大正6年2月8日（岐日）

●自動車転覆，運転手車掌負傷

〈六日朝岐阜駅前を発したる濃飛自動車会社の自働車が同日午後三時益田郡中原村字門原地内にて転覆したる椿事あり原因は猶調査中にして取敢へず警察部へ報告（電話）ありしのみなれば詳細不明なれど乗客四名は幸ひに無事なるを得たるも車体は大破損運転手岐阜市佐久間町安藤鶴吉（二六）は頭部其他に打撲傷を車掌加茂郡山之上村加藤武敏（二三）は顔面に負傷せりと、此椿事ありたる際折よくも下呂巡査部長派出所勤務の巡査が巡回中なりしかば直に現場へ駆け付け村民を叫合し救護に努め負傷者に対しては同字の医師並に下呂村より医師を招き手当を加へたりと〉

大正6年2月13日（岐日）

●自動車転覆

〈十一日午後中央線多治見駅より可見郡御嵩町に向へる同町若松久造外三名営業の乗合自働車は三人の客を乗せて七時五十分可見郡伏見村大字伏見字東阪より約一町東方の国道疾走中転覆し乗客の一人恵那郡大井町伊藤金次は顔面に微傷を負ひたりと〉

大正6年4月15日（タイムス）

●会社営業成績

〈濃飛自働車会社は同廿八日株主総会を開き第九期営業報告前社長に慰労品贈与の伴等を何れも附議する筈なるが同社の営業成績は良好にて利益分配案は左の如し

千百六円四拾七銭 純益金

内老百円法定積立金 老百円償却積立金 六百円配当金 百拾円賞与金 〉

（写真-25） 第九回営業報告，大正6年5月5日付タイムスから

第九回営業報告	
（大正六年三月三十一日）	
貸借対照表資産之部	
現金	一、六九八、四七〇
預金	四〇五、四五〇
車輪用器具	一〇一、一〇〇
什物	四六六、一七五
修繕材料	五五八、七六五
土地及建物	一五〇、〇〇〇
未収入金	一一、四二〇
車輦	一〇、五五四、九一〇
未払金	二六六、〇五〇
銀行預金	六六〇、〇〇〇
金銀有価	一一、四一三
合計	二、一〇六、四七〇
負債之部	
株主金	二、〇〇〇、〇〇〇
当期純益金	一一、〇六、四七〇
合計	二、一〇六、四七〇
財産目録ハ要ス	
財源目録ハ要ス	
損益局定	
一金壹萬八百拾貳圓貳拾壹錢	当期純益金
一金九千七百五圓七拾四錢	当期純損金
溢引金壹千六百四拾七銭	当期純益金
此配當計算左ノ如シ	法定積立金
一金百圓	償却積立金
一金百圓	賞與金
一金六圓	配當金
一金百九拾六圓四拾七銭	後期純益金
右之通候也	
濃飛自働車株式會社	
取締役社長 日下部九兵衛	
取締役 川上朝吉	
取締役 上水甚四郎	
取締役 森井佐兵衛	
取締役 住幸	
取締役 日下部武六	
取締役 其正 藤澤六	
監査役 平田 篤松	
監査役 土川宗左門	
監査役 加藤市兵衛	
前記ノ各項調査ヲ遂ケ其正確ナルヲ保證ス	

(写真-27) 濃飛自動車機移転広告、大正6年8月26日付岐阜から

(写真-26) 自動車学校広告、大正6年8月16日付岐阜から

**自動車運轉手**

此の職業は、人生に於ては一生の運命を支配する富貴の大問題にして一度の選擇を誤らば後日後悔の悔あらん。此の職業は、人生に於ては一生の運命を支配する富貴の大問題にして一度の選擇を誤らば後日後悔の悔あらん。此の職業は、人生に於ては一生の運命を支配する富貴の大問題にして一度の選擇を誤らば後日後悔の悔あらん。

東京市私立自動車学校

**濃飛自動車株式會社**

岐阜出張所

電話六七三番

從來印前砂河ニ於テ營業能任候處  
事業擴張ノ爲メ神田町八丁目元驛前  
四百二十七番地ニ元中島商店跡へ  
移シ本月廿七日ヨリ同所ニ於テ營  
業可致候此段謹告候也  
大正六年八月二十五日

(写真-28) 梁瀬商会広告、大正6年8月26日付岐阜から

(注) 写真-26, 27, 28は、大正5年ごろから岐阜県下各地で乗合・貸自動車業が盛んになり、これを見越した広告類である。

式年七一九一

**Buick**

自動車

特價提供

祝型 各乗七五人  
種用乗乗

歐洲戰亂以來各種自動車は値上又値上を告ぐ  
折衝も更に値上を實行の已むなき場合多  
なり然るに本商會には戰亂前契約注文の  
自動車數自盡最近大需せり此際二百を限り  
機械堅牢運轉固滑にして靜肅

ビツク號自動車東洋總代理店  
丸の内梁瀬商會東京本店  
電話本局 四六八二、二七七一、四六八三、四六八四  
大阪市梅田 梁瀬商會大阪支店  
電話本局 一五七一、一五七二  
福岡市博多 梁瀬商會博多出張所  
電話本局 一四七二

自動車の運轉手が若人の新しい職業として注目され、日本全国急増する自動車の數に追いつかないところである。自動車学校という教育方式も東京で当時始まったばかりで、事故が多発するので各府県警察部とも免許証の交付をむつかしくしていった。この広告が岐阜県下では最初のものである。

濃飛自動車機も前出第9回營業報告に見るとおり業績も向上し、岐阜の出張所を擴張している。

県下各地の自動車の需要を見越して、大正4年5月三井物産から独立したばかりの梁瀬商会の広告もある。当時欧州大戦でイギリス・フランス・ドイツ等のヨーロッパ車の輸入はとだえ、アメリカ車の独占市場となった。

3 参考資料 (大正7年以降)

大正7年以降のまとまった資料が今のところ見当たらないので、断片的なものでも集録して、概要を推測する資料とする。

- (1) 大正9年7月15日、飛驒日報

(写真-29) 大正9年9月12日付新報から  
濃飛自動車株、時間表

(写真-30) 大正9年9月12日付日報から  
運転手募集広告

●自動車同志衝突、相方共に破損する

〈一昨朝七時岐阜発飛驒自動車合資会社第七号貨物自動車を運転手沢田捨之助(二七)が運転し運転手後田甚八(二四)同乗にて高山町に向ふて進行中全日正午頃武儀郡殿村と若栗境急廻部に差し掛るや折から全朝三原発岐阜に向け運転中の濃飛自動車株式会社乗客用自動車運転手伊藤要吉(二八)に正面衝突をなし飛驒自動車の七号車は発動機のサジートを破損し濃飛自動車の客自動車は泥除其他を破損したるが幸ひ死傷なく両車共直に応急修理を施し運転を続けたるも七号車は全日中に高山着の筈なりしも三原にて中止し昨日高山に至り目下発動機の修繕中なり〉

(2) 大正11年8月号、雑誌「モーター」(「日本自動車工業史稿(2)」より転記。)

〈……………、大正6年現在の支配人清原寿郎氏が就任社内の整理を断行し、自動車の保守、運転費の軽減等全員一致して研究努力し、成績現われ自然乗客を増し、早速7年から6朱、一割、二割、特に8年記念として六割の特別配当を行ない、今日におよんだ。現在ダッジ六台、エセックス一〇台、その他計三十台あり二五・六台運転中である。就業者五〇余名。〉

(3) 大正12年2月6日、飛驒日報

●諸会社株主なるもの

濃飛自動車三拾株以上

△一二六村沢伊三郎△一一〇平田篤松

△七七日下部九兵衛△七五川上朝吉

△六九上木甚四郎△四五川上寿  
 △四四直井佐兵衛△三八住幸謹  
 △三四半田万蔵△三一土川宗左衛門  
 △三〇三島治兵衛)

(写真-31) 大正12年2月9日付日報から  
 高山岐阜間自動車全通広告

(4) 大正12年7月5日, 飛驒日報

●山崩れで自動車遅る

〈昨日濃飛自動車が武儀郡金山の先袋坂峠で山崩れに遭ひ三時間も遅れて高山へ入ったのはもう夕景であった, これは毎年今頃よくある災難で運転手君はオーダー, サンリンボーと云ふて居る〉

(5) 昭和5年1月調「名古屋鉄道局」発行の「中部日本の自動車運輸」には, 昭和4年末実績として, 「濃飛自動車株式会社」の概況を次のとおり述べている。

〈当会社の佐々木文一氏が明治四十五年三月, 横浜よりローレラー五人乗二両を購入したるに端を発し, 大正2年2月には組織を変更して資本金二十万円の株式会社を起し, 更にローレラー

(写真-32) 大正13年3月21・23・25日付日報から高山上麻生間自動車開通広告

高山岐阜間  
 自動車全通  
 本春來降雪多量の爲  
 め小坂高山間一時不  
 通となりしが本六日  
 より開通せり  
 濃飛自動車株式会社  
 電話十五五番

高山上麻生間  
 自動車開通  
 發着時間表  
 濃飛自動車株式会社  
 電話十五五番

上麻生發		金山發		萩原發		上麻生發	
午前	五時三十分	午前	七時	午前	七時	午後	八時三十分
午後	八時二十分	午後	九時	午後	九時	午後	十時
同	八時三十分	同	九時十分	同	九時十分	同	十時十分
同	八時四十分	同	九時二十分	同	九時二十分	同	十時二十分
同	八時五十分	同	九時三十分	同	九時三十分	同	十時三十分
同	九時	同	九時四十分	同	九時四十分	同	十時四十分
同	九時十分	同	九時五十分	同	九時五十分	同	十時五十分
同	九時二十分	同	十時	同	十時	同	十一時
同	九時三十分	同	十時十分	同	十時十分	同	十一時十分
同	九時四十分	同	十時二十分	同	十時二十分	同	十一時二十分
同	九時五十分	同	十時三十分	同	十時三十分	同	十一時三十分
同	十時	同	十時四十分	同	十時四十分	同	十一時四十分
同	十時十分	同	十時五十分	同	十時五十分	同	十二時
同	十時二十分	同	十一時	同	十一時	同	十二時十分
同	十時三十分	同	十一時十分	同	十一時十分	同	十二時二十分
同	十時四十分	同	十一時二十分	同	十一時二十分	同	十二時三十分
同	十時五十分	同	十一時三十分	同	十一時三十分	同	十二時四十分
同	十一時	同	十一時四十分	同	十一時四十分	同	十二時五十分
同	十一時十分	同	十一時五十分	同	十一時五十分	同	十二時五十分
同	十一時二十分	同	十二時	同	十二時	同	十二時五十分
同	十一時三十分	同	十二時十分	同	十二時十分	同	十二時五十分
同	十一時四十分	同	十二時二十分	同	十二時二十分	同	十二時五十分
同	十一時五十分	同	十二時三十分	同	十二時三十分	同	十二時五十分
同	十二時	同	十二時四十分	同	十二時四十分	同	十二時五十分
同	十二時十分	同	十二時五十分	同	十二時五十分	同	十二時五十分

二両、アボット二両を買入れ計六両を以て営業し、将来岐阜県下に自動車網を布く計画であったが、当時あっては却って贅沢物視されたる為会社の成績は不振を免れなかった。故に資本金を二万円に減資し鋭意事業の刷新を図って以来、多大の利益を収め大正九年には益田自動車株式会社を合併し、資本金も五万五千円に増資したのであるが、近年八幡自動車の出現によって遂に同会社を買収せられるに至った。>

更に、細かい路線表では、次のとおり示している。

△岐阜—高山区間、哩程八六・〇、賃金一一円〇〇銭、『現在運休、八幡自動車株式会社＝買収セラル』と注がつけられている。

△焼石—高山区間、哩程四五・五、賃金二円〇〇銭、二七両配置、八往復

△飛驒金山—高山区間、哩程四九・〇、賃金二円三〇銭、二両配置、一往復

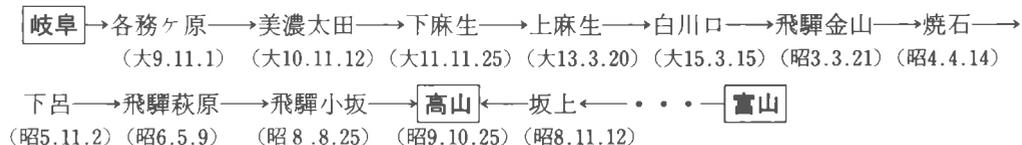
△高山—古川区間、哩程九・一、賃金八〇銭、二両配置、四往復

△高山—上宝村平湯区間、哩程二〇・二、賃金二円〇〇銭、二両配置、五往復

△金山—下原村区間、哩程〇・五、賃金五銭、一両配置、四往復

(注) この資料は、当時鉄道の競争相手として急増してきた自動車運輸の実体を初めて実地に調査し集録したもので、愛知・静岡・岐阜・三重(四日市地方のみ)・滋賀(長浜地方のみ)・福井・石川・富山・新潟(高田地方のみ)・長野・山梨・東京(八王子地方のみ)と1府11県にわたり、全656ページ、附録に自動車網地図もついた詳細かつ正確なものである。

(6) 国鉄高山本線の敷設状況を「名古屋鉄道管理局」昭和47年発行の「鉄道年表」で見ると、次のとおりである。(注) 括弧内の数字は敷設年月日を示す。



以上の資料で推測できる概要は、大正7年以降盛業を続けた当社も、大正13年3月の高山線の上麻生までの開通により路線の変更を余儀なくされ、次いで昭和3年3月金山までの開通で完全に美濃の国から撤退することとなり、昭和4年4月には焼石—高山間と短縮されていった。

ここで、奥飛驒の人々と岐阜とを結ぶ近代交通機関としての目的は完了し、次第に後発の八幡自動車(株)の傘下<sup>さん</sup>に入ってしまったものと思われる。

#### 4 後 書 き

昭和59年10月、高山本線全通・高山駅開設50周年というときに当り、全国的に見ても鉄道の敷設が大変遅れた奥飛驒地方の「岐阜・高山間35里、歩いて4日、人車で2日」といわれた交通の不便さを1日で結んだ自動車の出現は、当時大きな話題であったと思う。

困難な経営を地元民の「愛郷の精神」で、公共的交通機関として長く支えてきたこの「濃飛自

働車株式会社」の経過を、日本自動車史の資料として不完全ではあるがまとめ、これを土台として今後更に発展させていきたいと思う。

大正時代初期、日本各地で乗合自動車が実用化していった中で、「濃飛自働車(株)」のような長距離運行の例としては、岩手県の宮古と盛岡を結んだ「盛宮自働車(株)」が挙げられる。同社も鉄道の敷設の遅れた同区間を、宮古の地元民により運営された点や豪雪山道等濃飛と同じような悪条件であったが、区間は約70マイルで、濃飛の86マイルに次ぐものとして記録されている。

中京地区自動車教育界の草分けとなった筆者の父「大須賀和助」は、三河の出身ながら縁あって大正10・11の2年間高山の「飛驒自働車(株)」に勤めた経験をもっていた。いま60有余年前を思い出しながら、生証人として次のように語ってくれた。

〈濃飛自働車は大会社で、毎朝7時になると5・6台の車が隊列を組んで一勢に出発して行き、突然行くと満員で乗れないこともあった。車はビツクの6気筒が多く、シボレーの4気筒もあった。自分は飛驒自働車で高山・古川間のバスを運転していたが、時々神岡鉱山、三井の偉い人に指名されて岐阜まで運転した。貸切りの50円で、当時としては大変なお金であった。朝7時に出発、昼飯を金山の常宿で、夕方5時に到着、1泊して翌日空車で高山へ戻った。道路はよく、中山七里も平たんて問題なく、袋坂峠を越えて飛驒街道を関へ出て行った。社長は「高倉助次郎」といった。……〉

末筆ながら、今回の調査にご協力いただいた「岐阜県立図書館」と「岐阜日日新聞社・調査部」の各位及び、資料の接写をお願いした岐阜市長良の「大塚写真」に紙上をかりてお礼申し上げるとともに、貴重な資料を公開して下さった高山の「長尾量平氏」に敬意を表するものである。

以上

〔追加資料〕

大正2年2月20日(岐日)

●交通と旅客、宿屋は次第劣り

〈最近の調査に係る県下交通の状態を聞くと交通機関としては川に二隻の蒸気船のあるのみなるも陸には鉄道が六十一哩と電鉄が二十四哩と此外に乗合馬車が八十二台、人力車が二千四百四両、自転車が一萬九百七十六両の外本日をもて開業する自働車あり尚ほ近き将来を於て開通すべき幾多輕便鉄道ありて一ヶ年の乗降客は鉄道が三百二十萬八千三十一人電鉄が二百四十一萬千九百九十九人で逐年増加を示し居れるに反し宿泊人はと云ふと交通の發達に連れて漸次減少しつゝあり是れ其日帰りの多きが故にして今後数年後に至り益々交通の利便なるに至らば一層旅舎に打撃を蒙るは自明の理なり今試みに宿泊人員を掲ぐ(……以下数表略……)〉